

平成30年からの配偶者に関する所得税法の改正点及び

配偶者の年収確認のお願い

従業員の給与計算をするときに、これまでは、年収（給与のみ）が103万円以下の配偶者については、給与計算で扶養1人として計算してきましたが、平成30年からの所得税法の改正により、年収（給与のみ）が150万円以下の配偶者でも給与計算で扶養1人として計算することとなりました。

ただし、配偶者が障害者である場合や、従業員本人の年収額によっては取扱いが異なりますので、詳しくは次ページのチャートでご確認ください。年収が高い人は、配偶者の年収にかかわらず配偶者控除が受けられなくなりました。

特に、☆印がついている「従業員の年収が1,120万円以下で配偶者の年収が103万円超150万円以下」の人については、これまでは扶養0人として計算していましたが、扶養1人として計算することになりました。

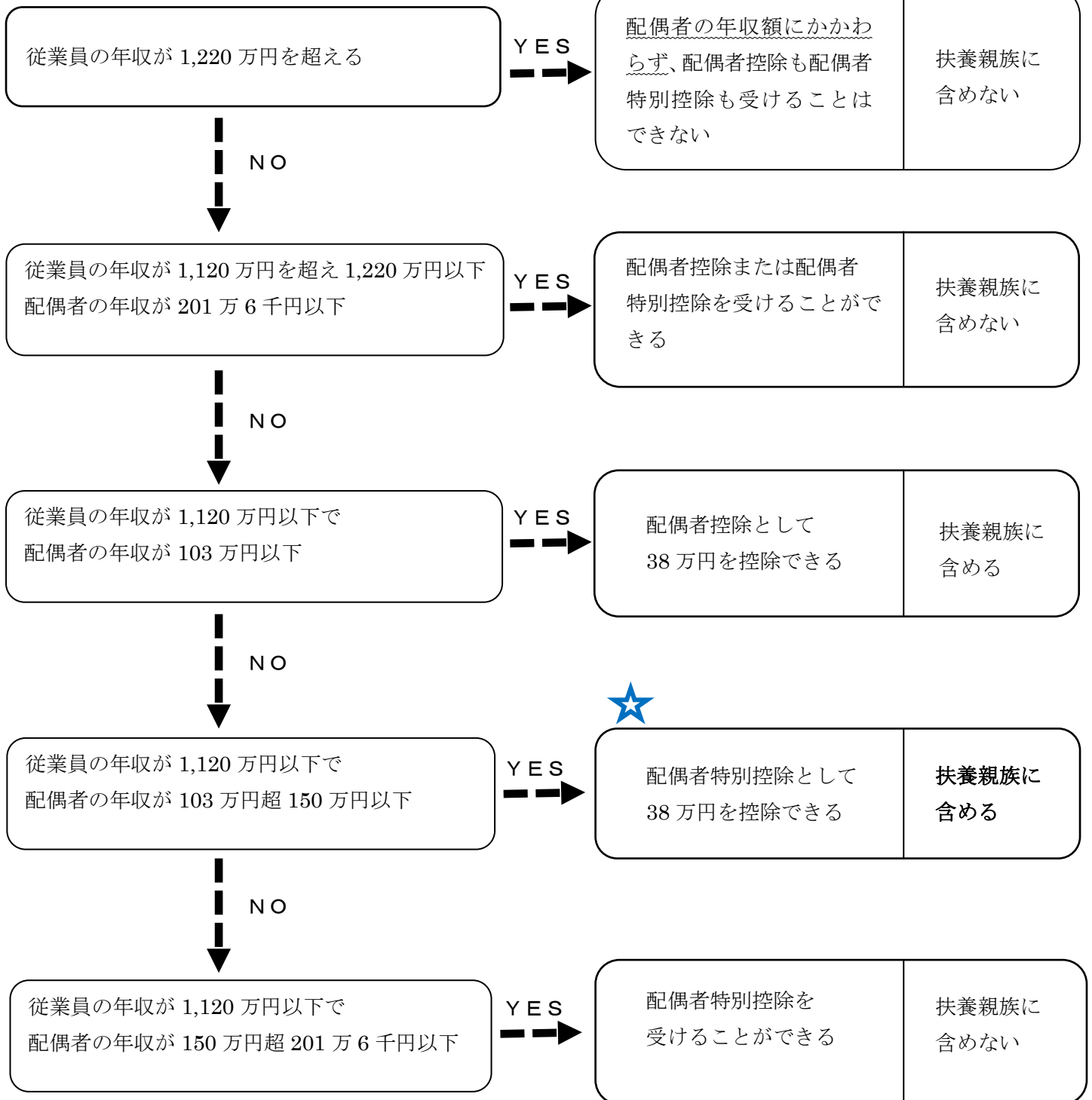
これに該当する方については、社内でご確認いただき当方へご連絡くだされば、毎月の給与計算において配偶者を扶養1人として計算いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、配偶者の年収が130万円以上（60歳以上は180万円以上）の場合は、健康保険の被扶養者から外れ、自分で国民健康保険と国民年金（20歳以上60歳未満）に加入することになりますので、配偶者の年収を確認される際には、健康保険の件を本人へご説明いただけますようお願いいたします。

なお、今回の改正は配偶者に関する事項ですので、その他の被扶養者は従来通りの取扱いとなります。

【年末調整】

【月次給与】



※配偶者が「障害者であり年収が 103 万円以下である」場合は、従業員の年収額にかかわらず、扶養 1 人(障害者控除)として毎月の給与の所得税を計算します。
年末調整では、障害者控除を受けることができます。